

～ 改正小型無人機等飛行禁止法が7月14日から施行されます! ～

背景

近年、ドローンの性能が飛躍的に向上しているほか、利活用の方が広がるなど入手が容易となっており、ドローンがテロリストやローン・オフエンダー等に悪用されるおそれがあることから、技術の発展に伴う危険なドローン飛行への対策を強化する必要がある。

改正前

レッドゾーン(重要施設の敷地・区域) + **イエローゾーン**(レッドゾーンの周囲おおむね300m)においてドローン等の飛行を原則禁止

【違反態様】

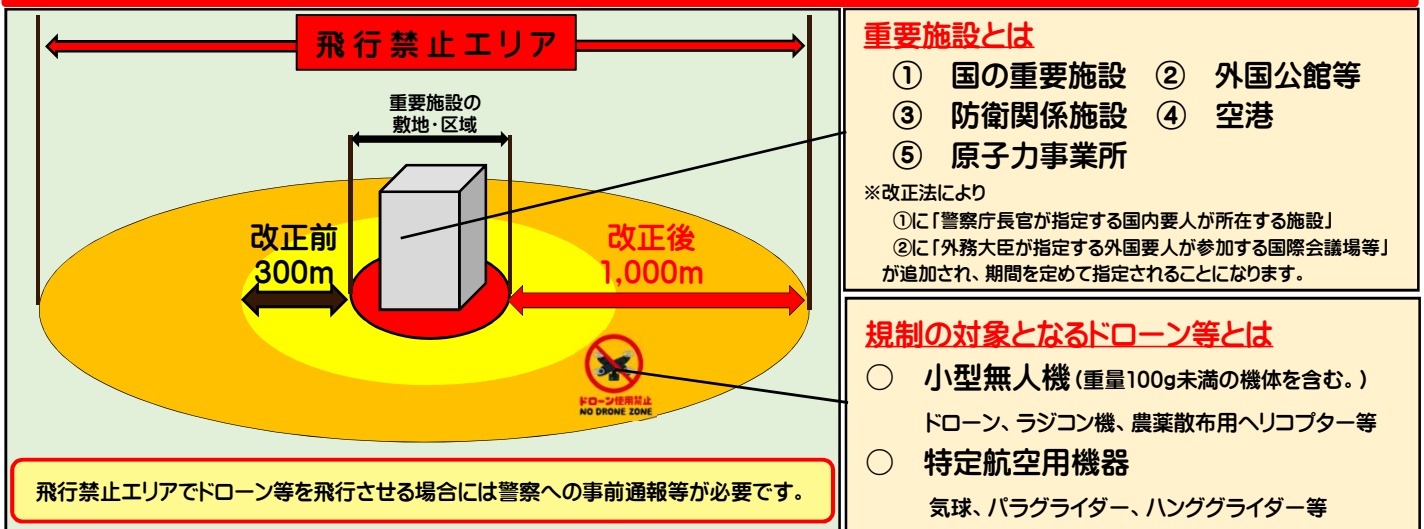
- ① **レッドゾーン**の上空においてドローン等を飛行させた場合
 - ② **イエローゾーン**の上空においてドローン等を飛行させ、かつ、警察官等からの命令(ドローン等の退去等を命ずること)に違反した場合
- ➡ 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

改正後

レッドゾーン(重要施設の敷地・区域) + **イエローゾーン**(レッドゾーンの周囲 **拡大** おおむね**1,000m**)においてドローン等の飛行を原則禁止

【違反態様】

- ① **レッドゾーン**の上空においてドローン等を飛行させた場合 ➡ 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ② **イエローゾーン**の上空においてドローン等を飛行させた場合 **新設** ➡ 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ③ **イエローゾーン**の上空においてドローン等を飛行させ、かつ、警察官等からの命令(ドローン等の退去等)に違反した場合 ➡ 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



小型無人機等飛行禁止法や事前通報等の詳細は兵庫県警察ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/tetuduki/drone/index.htm>



テロを許さない社会の実現／官民連携のテロ対応

作成：兵庫県警察本部警備部警備課